

別紙

〈放流先のない場合の放流水の処理法〉

(蒸発散方式)

- 1 蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。
- 2 浄化槽の2次処理後の排水を対象とすること。
- 3 隣地から3m以上離れていること。
- 4 構造は次によるものとする。
 - (1)蒸発散槽は、鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、土圧及び水圧等の荷重に対し安全な構造であること。
 - (2)側盤は、地盤面（G L）から原則として10cm以上立ち上げること。
 - (3)蒸発散槽の表面積（垂直投影面積）は、一般砂の場合で、単独処理浄化槽にあつては処理対象人員の一人当たり 2m^2 以上の必要な面積とし、合併処理浄化槽にあつては、日平均水量 20ℓ 当たり 1m^2 以上の必要な面積とすること。
 - (4)蒸発散槽の内部構造は、表面積 1m^2 当たり 20ℓ の蒸発散量を確保できる構造とすること。
 - (5)蒸発散槽から溢流を防止するため蒸発散と連結した貯留槽を設けること。
 - (6)雨水が浸入しないように、蒸発表面を盛土し、中心から周囲に勾配を設けた構造とし、中心部の盛土厚は、地盤面（G L）から10cm以上とすること。

(地下浸透方式)

- 1 BOD $10\text{mg}/\text{ℓ}$ 以下、全窒素 $10\text{mg}/\text{ℓ}$ 以下の処理能力を有する浄化槽であること。
- 2 地下浸透処理装置が、昭和55年建設省告示第1292号第5の構造に準ずること。